様式第３号(第６条関係)

(表)

|  |
| --- |
| 赤平市市営住宅入居請書 |
| 　私は，赤平市市営住宅に入居するにあたり，赤平市市営住宅条例その他の法令に定めるところに従い，その義務を誠実に履行することを誓います。　　　　　年　　月　　日入　居　者：本籍地　　　　　　　　　　　現住所　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞生年月日 　　年　　月　　日生電話番号勤務先住所　　　　　　　　　　　勤務先名　　　　　　　　　　　勤務先電話番号　緊急連絡人：本籍地　　　　　　現住所　　　　　　　　　　　氏　名　 　　　　　　　　　　　㊞生年月日 　　年　　月　　日生電話番号勤務先住所勤務先名　　　　　　　　　　　勤務先電話番号　　　　　　　　　　(入居者との関係:　　　　　　　　　　　　　　　)　赤平市長　　　　　　様 |

注1　太枠の部分に記入してください。

　2　緊急連絡人の住民票（本籍の記載があるもの）を添付してください。

　3　裏面の守っていただく事項等をご確認ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団地名 | 　 | 住宅番号 | 　 | 区分 | 改・公 | 　受付印 |
| 住宅使用料 | 円 | 敷金 | 円 |
| 入居年月日 | 年　　　月　　　日 | 摘要 | 　 |
| 敷金納入日 | 年　　　月　　　日 |

この様式によりがたいときは，この様式に準じた様式をもちいることができる。(裏)

|  |
| --- |
| 《守っていただく事項等》１．入居後の届出等 　(1) 市営住宅にはじめに同居した親族以外の方を同居者としようとするとき，同居者に異動のあったとき，又は入居の承継を希望するときは，あらかじめ市長の承認が必要です。（2）市営住宅を引き続き１月以上使用しないときは，届出が必要です。（3）入居者は，毎年市長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり，収入の報告を拒否したときは，近傍同種の住宅の家賃がかかります。２．市営住宅の住宅使用料等　（1）住宅使用料は，世帯の収入に応じ毎年度変わります。住宅使用料及び駐車場使用料は，当月分をその月の末日までに納めなければなりません。※住宅使用料及び駐車場使用料の支払いは，原則，口座振替になります。（2）住宅使用料は，災害や病気にかかったとき，収入が減ったときなどに，減額，免除又は徴収の猶予をすることができます。この場合は，入居者の申請が必要です。　 ３．修繕費用の負担（1）市営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて市が行いますが，入居している方の責めにより修繕が必要となった場合は，入居している方の負担になります。　 ４．入居者の保管義務等（1）市営住宅の使用に当たっては，必要な注意を払い，住宅を正常な状態において維持してください。（2）周囲の環境を乱し，又は，他に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。（3）市営住宅は，転貸してはいけません。また，住居以外の用途に使用したり，模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは，市長の承認が必要です。（4）犬，猫等を飼うことはできません。５．その他（1）市営住宅は，住宅を壊すとき，建て替えるときなどに，法令等に従って住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は，申し出があれば他の市営住宅や建て替えた住宅に入居することができますが，住宅を明け渡さないことはできません。（2）住宅使用料を３か月以上滞納したとき，市営住宅などを故意に壊すなどの行為をしたとき等には，市営住宅を直ちに退去するよう請求することがあります。（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員であることが判明した場合であって市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは，勧告を行い，勧告に従わない場合には市営住宅を直ちに退去するよう請求することがあります。（4）市営住宅では，市長が必要と認めたときや，市営住宅の明渡しをしようとするときに，職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は，入居者の方は検査にご協力ください。（5）市営住宅は共同の生活の場ですので，自治会に加入してください。（6）このほか，赤平市市営住宅条例その他の法令を守り，良好な住生活を維持するように努めてください。 |